

令和 6 年度 第 2 回江津市農業委員会総会

日時：令和 6 年 5 月 20 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第7 その他

○出席農業委員（11 名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳

5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子

9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（9 名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、

野田英夫、湯浅憲昭、井上清澄

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 6 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。農繁期でお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。先月の 24 日、浜田市農業委員会の総会に田代副会長と事務局の 4 人で参加をして意見交換をする機会がありました。浜田市では、今年度から農地

状況調査にタブレットを活用するにあたり、島根県農業会議から講師を招いての研修会を開催するとのこと参加をしましたが、まだ初歩的段階で実用的な研修ではなかったように思います。浜田市では、既に各の推進委員に農業委員会のタブレットを配布して、活用に向けた取り組みをされているようでした。また、総会の内容は、3条、4条、5条、及び非農地の案件でございました。いずれにしても私どもに比べてよかったと思うのが、各案件ごとに、位置図・航空写真・現地写真を、いずれもカラーで添付しておられました。現地状況を委員の皆様によくご理解いただけると感じたところです。経費が掛かるので、事務局においては予算の問題もあろうかと思えますけれど、こういった対応をしてもらえたら良いと思います。また、タブレットについて、全国農業新聞で益田市農業委員会のタブレット活動について紹介がされておりました。タブレットを携帯して現地確認にフル活用しているということでした。江津市では6台配置で、まだまだ台数が足りない状況に加えて地籍調査も済んでいない地域も多いため、なかなか、全地域ですぐに取り組むということが難しいですが、少しずつ取り組んでいただけたら良いと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは、令和6年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、崎谷推進委員が欠席、また田中議員は遅れて出席、階本推進が道路全面通行止めで出席が難しいかという連絡をいただいています。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名します。ご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、2番 田代委員、3番 二本木委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地の地形変更届出について

《 後地町 》

会 長 日程第 2、承認第 1 号「農地の地形変更届の異議について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 承認第 1 号、農地の地形変更の異議についてです。

事務局 番号は 1 番。農地の所在は江津市後地町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。届出者も同じです。地形の変更理由としましては、公共工事の残土を活用して畑地化を行うということでございます。隣接地は、令和 3 年施工で同様に地形変更しております、嵩上げをしているのですが、その高さに合わせて残土を入れて一体化した農地として活用するということでございます。工事期間は令和 6 年 5 月 23 日から令和 7 年 5 月 22 日です。隣接地への被害防除等については、傾斜を 1：1.8 の盛土勾配として土砂流出防止を行うということでございます。以上です

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

藤井委員 位置図の 1 ページをご覧ください。中央部分で東西に通っているのが県道大田井田江津線です。国道 9 号線からいうと浅利公園から●●●●k m ほど、車で●分程度走ると右端にある三叉路に着きます。斜線の農地は、農地の下に 2 枚見えますが、これは令和 3 年度の申請の時に嵩上げた農地で、既に盛土してあるのですが、その隣接地の田です。耕作していないのですが、草刈りしてきれいに管理をされています。そこに盛土にして嵩上げするということです。几帳面に管理をされている方なので、特に問題ないのでよろしくお願いします。

会 長 ただ今、事務局の説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更の 1 については承認することにしました。

《 嘉久志町 》

会 長 日程第3、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。

事務局 番号は1番。農地の所在は嘉久志町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●府●市●区●●●丁●●番●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●です。状況としましては、自宅前の市道を挟んで隣接の農地の所有権移転を行って耕作をするということです。対価は10aあたり約●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

原田委員 先週金曜5月17日の午後に確認させていただきました。申請地は位置図の2ページをご覧ください。現地は、産業道路にかかっている●●●付近です。和木方面から進むと約●●●mで、右手に入る市道、幅が3、4mの細い道があり、道なり進むと、●●さんというお宅がありますが、ここが申請者の自宅です。申請地は道路を挟んで自宅前です。現況は、耕作してありまして、たぶん●●さんが耕作していると思われます。不在だったため確認がとれてないのですが、季節の野菜等がここで栽培されているような状況です。ここの左右には、新しい住宅が建っていますが、十分耕作可能な畑で、3人で管理されるようで、大きな問題ないですのでご審議をお願いします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は 2 番。農地の所在は後地町●●●番、地目は畑、面積は●●㎡、後地町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、後地町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●都●●区●●●丁目●●番●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番●地です。状況としましては、市道を挟んで自宅の前の畑ということですが、半分ほど耕作されており、その他は草刈り管理をした駐車場という状況でした。対価は 10a あたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

藤井委員 位置図の 3 ページをご覧ください。右斜め下の方に JR、国道 9 号線がございます。浅利駅から●に●●●m行くと●●がありまして、そこを●●して●の方に向かって進むとおよそ●●●mで●●●●●●。さらに道なりに●●●の方に進むと●km程度で狭い住宅地の一角になります。周りは家が多いですけど、斜線の申請地は、集落に入って●●●m、もう少し先にある●●●●の●●●m手前になります。道路沿いの一角ですけど、現状奥の方一部畑として活用されています。あとは全体的に耕作されていない、草はそんなに生えていない、保全管理されている感じです。譲受人の方はほんの目の前に住んでおられますので、管理のほうも問題ないと思われます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 松川町長良 》

会 長 次に日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

事務局 番号1番。農地の所在は、松川町長良●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用の目的は、個人住宅の建築です。状況としましては、家屋が3棟建っており、大正8年、昭和24年、昭和48年に、新築及び増築を行っている案件です。大正8年、昭和24年当時は、農地法が制定されていないため申請する必要がなかったのですが、昭和48年には農地法が制定されていましたが、申請なく増改築を行っていたという状況です。この度、災害等に伴う集団移転事業の実施にあたり、移転することになりました。制度において、現状の宅地から移転先の宅地へという規定があるため、現在は農地であるものを転用登記する必要が生じたということで、改めて4条許可の申請が提出されたところです。顛末書が添付されております。家屋の保存登記は、S48年ですが、その時点ですでに建築してあったようです。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。

二本木委員 位置図の4ページをご覧ください。左上から右下に通っているのが国道261号線です。松川町の松川橋から約●km●●方面に進んだところ、●●●●から約●●●km●●方面に進んだところに市道長良谷線がございます。そこから約●●●m奥に入ったところに●●さんの自宅がございます。7mくらい敷地を高く盛土した宅地になっております。先ほど事務局のほうから説明がありましたように、この度の集団移転で、令和7年度に移転する計画になっております。現在、対象になっている家屋をS48年に増築したのは私も知っております。また、本宅の横に倉庫を建てておられます。農地法改正後のいわゆる未許可での転用に該当するということでございますが、どちらにしても、国がこの事業を実施するにあたり、農地でなく宅地に地目変更して国が買い取ってから移転するという流れでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

山本委員 ここは災害復旧と道路改良がありますか、どちらの事業ですか。

二本木委員 道路改良はないです。今のところ復旧・改良計画はなしに、集落、自治会が、全員が移転する方向で決定しています。R6・7年度の二か年計画です。

会 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

《 都野津町 》

会 長 次に日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

事務局 番号1番です。農地の所在は都野津町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡、都野津町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●町●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。転用の目的は、駐車場です。状況としましては、譲受人が隣接の家屋を同時購入の予定ですが、その家屋に駐車場がないために、当該農地を購入して転用し駐車場にすることです。工期は許可日から6月6日です。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

深野委員 位置図の5ページです。都野津駅から●●●●の方面に接続する市道を●●●mくらい進むと右側に●●●●●という●●●があり、そのお店から左側の脇道を●●●mくらい入ったところが申請地です。道路が狭くてあまり耕作に適している場所ではないです。周りが住宅地で、空き地が駐車場のようになっている場所で、特別問題ないと考えられます。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は 2 番です。農地の所在は嘉久志町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●●町●●●番地です。転用の目的は、個人住宅です。対価は 10a あたり●●●千円です。工期は許可の日から令和 7 年 5 月 31 日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

原田委員 位置図 6 ページです。5 月 17 日の金曜日午後確認しました。地図の中央付近に国道 9 号線が右上のほうから左下の方に通っています。左下が和木町方面、右上が江津町方面です。付近に●●●●●があって、右隣に●●●●●があり、その交差点を●●●●●●方に坂をあがっていくと約●●mで分かれ道があり、●●●の反対側の住宅地に入っていきますと申請地にあたります。現況は耕作されておらず、農地として見えないような感じで、更地になっている状況です。左右は住宅が建ってしまして、この申請地の裏手の方は一段高くなっていました。そちらも耕作等はされている様子はありませんでした。周りの農地に影響を与えることは一切ないのでほぼ問題はないのですが、17 日に確認に行った時点で一部工事が入ったような状況でした。おそらく、見切り発車で一部工事をされているのではないかと思います。宅地にするのは問題ないと思うのですが、申請の順序としてどうか？という部分がありましたので、その辺り

ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。厳しいですか。

事務局 今の状況ですと、皆さん承認をしていただけるという流れになっておりますが、許可書を発行する際、行政書士さんには、本人さんに許可証を渡していただくときに厳重注意ということは進言させていただこうかと思っています。

会 長 ほかにご質問ございませんか。

原田委員 対価がおかしいです。

事務局 確認して、次回に報告します。

会 長 質問等が無いようであります。先ほどの課題は次回に報告として、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第 6、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。1 頁に集計表がついてします。2 ページ目の内容に入ります。番号 1 番です。農地の所在は二宮町神村●番●●、地目は田、現況は畑、面積は●●●●㎡。二宮町神村●番●●、地目は田、現況は公共用地、面積は●●●㎡。二宮町神村●番●、地目は田、現況は畑、面積は●●●㎡。二宮町神村●番●、地目は田、現況は畑、面積は●●●㎡。二宮町神村●番●、地目は田、現況は畑、面積は●●●●㎡です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が、●●●●●●●●●●、●●市●●●町●●●番地●●です。使用貸借で、期間は 15 年間です。2 番です。松川町上河戸●●番、地目は田、面積は●●●㎡。松川町上河戸●●番●、地目は田、●●●㎡。松川町上河戸●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定する者が、●●●代表相

続人●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が、
●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。賃貸借 10a あたり●●●
●円、貸借期間は 10 年間です。次ページからは地図がついております。ご
確認ください。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江
津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、
ご質問等はございませんか。

田代委員 1 番の二宮町神村●番●●は公共用地となっておりますが、公共農地も一緒に使
用貸借にされるのでしょうか。

事務局 ●●●と書いてありますが、二宮町神村●番●というのが一つの大きな土地
で、一部を取付道路として、公共用に使っており、ひとつの地番契約を交わす
ために道路も併せたものとなっております。

田代委員 ●●●番●●と●があって、●番●の大きい区画の中で一部道路。●番●●
は本来ならはずさないといけないのではないかと思います。農地としては利用
できないということですよね。

事務局 実際は、道路なので、農地として借りるという事ではないのですが、今回は
再設定でございます、課税上はその 2 つに分かれているだけで、土地の登記簿
上はひとつの畑であり、貸し借りは 1 枚の農地になっております。

会 長 現況は農地になっている？

事務局 現況はハウスが建っています。トマト栽培ハウスです。

田代委員 登記が●と●にわかれているのなら、登記は分かれているんじゃないかと思
われますが。

事務局 分かれています。登記は一つで、課税上で●●を分離して課税していますか
ら、公共用地の方は道路としてなので非課税になっています。

田代委員 わかりました。

山本委員 使用期間は 15 年、同じ人だから、自分の会社の資材置場になるんじゃない
でしょうか？

事務局 資材置場ではなくて、トマト栽培ハウスです、ビニールハウスが建っている
のでそのまま使われると思われます。

会 長 他に質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の
挙手をお願いいたします。

〔 挙手多数 〕

会 長 挙手多数と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に、日程第 7、その他について、事務局より総会に諮るべき案件がございますか？

事務局 議案の送付に併せて同封して送りましたが、R5 年度の最適化交付金に関するもので、R5 年度目標に対する結果表、農業委員会の農地利用最適化推進員の活動状況及び事務の実施状況の公表ということで、皆さんにお配りしたところです。その内容ですが、現在、県農業経営課にも送付しておりますので軽微な修正があると思いますが、概ねその内容でホームページに公表することをご了承いただきたいということです。また、様式 1 ですが、令和 6 年度最適化活動の目標の設定ということで皆さんにお配りしたところです。全国的には活動日数の目安として月に 10 日間となつてはいるのですが、そうはいつでも昨年、一昨年の活動状況をみまして目標を月に 5 日間にさせていただきました。月 5 日間以上の活動をお願いいたします。加えて、活動報告ですけど、毎月の総会出席に併せて活動日誌の提出をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

会 長 その他について、皆さんのほうからなにかございますか。よろしいでしょうか。そのほか、事務連絡等は総会終了後行います。

会 長 以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 6 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、6 月 20 日木曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願い致します。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員